全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達が行われた場合

桑名市立日進小学校

- (I) 始業前に全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた場合
 - ア 全国瞬時警報システム(J アラート)による情報伝達がおこなわれた場合は、登校(園)を見合わせ、自宅待機とする。
 - イミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校(園)する。
 - ウミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、幼稚園・小学校・中学校とも自宅待機とする。桑名市災害対策本部により、登下校(園)の安全が確認でき次第、登校(園)再開の指示を受けることとする。
- (2) 始業後に全国瞬時警報システム(Jアラート) による情報伝達がおこなわれた場合
 - ア 全国瞬時警報システム (J アラート) による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全 を確保する。
 - イミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開する。
 - ウミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待つ。 状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行う。
- ※全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性または、領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム(Jアラート)が使用されることはありません。